車いす転倒事故後の対応について

項目	実施内容	実施時期
<施設の安全管理について>		
○事故現場の補修工事を実施	○簡易補修（5月14日、10月26日） ○業者による補修（11月30日）	R6.5月 R6.10月 R6.11月
○施設の安全管理の徹底	○安全管理委員会において、定期的（月1回）に安全確認を行い、危険がある場合は、利用者の安全を確保するために早急に応急処置・補修を行う。	随時
〈車いすの介助について〉		
○車いすの操作方法の職員への周知・徹底	○車いすを操作する機会がある職員を対象に、車いすから手を放す際は必ずブレーキをかけることなどの基本的な事項を含めた研修を実施 ○車いすの介助についてミーティング等で全職員へ周知 ※年に一度の定期研修や新任・転任者研修において、関係職員に周知するとともに、日々の業務においても指導を徹底	R6.5月
○車いすの介助・移動の際の安全対策マニュアルを整備	○車いすの操作に関する個別マニュアルを新たに作成	R6.6月
○職員の理解度の確認	○全職員は年に1回の定期研修の後にセルフチェックを実施し、安全な車いす介助方法や接遇について確認	R6.11月
○休日における入所者の安全管理（入所者の外出の管理、不審者の侵入防止）	○12月28日から休日の正面玄関の施錠を実施。訪問者がある場合はインターホンや呼び出し電話等で開閉の依頼をしてもらい、警備員が対応する。	R6.12月
〈院外散歩について〉		
○車いすや補助具を使用している利用者には1対1で対応することを徹底	○1対1対応の徹底について、ミーティング等で関係職員へ周知	R6.5月
○安全な散歩コースを設定してルール化を図るとともに月1回程度安全確認を実施	○安全な散歩コースを設定し、職員への周知 ○安全確認の実施（6月から開始）	R6.6月 月1回程度
○上記を含めたマニュアルを整備のうえ、研修において関係職員に周知、徹底	○院外散歩に関する個別マニュアルを新たに作成 ○既存の病棟看護基準や新たに作成する保育士マニュアル等の関係職員の資料にも盛り込む。	R6.6月
○緊急時における建物外での通信手段の確保	○緊急事態が起きた際に、迅速に対応できるよう、建物外でもPHS電波が届くように、アンテナを新たに設置 ※建物外に出るときはPHSの持参を徹底	R7.2月
<医療安全管理について>		
○利用者に関して少しでも気づきがあれば職員間で共有し、保護者に説明するなど、利用者や保護者に寄り添った丁寧な対応を実施	○情報共有：「留意事項」を記載する書式をカルテ等に添付し、関係職員（看護師と保育士）間で入院患者やショートステイ利用者等の情報共有を図る。（従来は看護師だけが活用していた）	R6.6月
○入所時の保護者等からの要望内容の徹底	○保護者等からのご要望については、入所時に提出していただく持ち物チェックリスト等(現在は「ご利用確認表」に名称を変更）に記載し、職員間で情報共有を徹底	R6.6月
○事故などの緊急時に速やかに対応するため、かかりつけ病院(医師）を利用者カルテに記載する	○ショートステイ様式「ご利用確認表(持ち物チェックリスト）」に記載項目を追加	R6.11月
○「医療安全だより」「感染対策だより」の掲示	○外来・病棟・親子棟の3か所に掲示し、センターの取り組み状況（職員教育・研修等）を掲示する	R7.1月
○医療安全管理指針の周知・徹底	○全職員が医療安全管理指針小冊子を携帯、または確認しやすい場所に置き、医療安全を意識した行動をとる。	R7.1月

○医療安全研修を新たに実施	○全職員は年に1回、1次救急措置研修を受講 ○看護師は年1回 、2次救命処置に関する専門知識研修を受講	R7.2月～3月
<その他>		
○利用者が声をあげやすい環境づくりなど	○10月に利用者意見箱、職員意見箱について新たにポスター掲示及び用紙の追加 ○11月に所長から利用者が声を上げやすい環境を望んでいる事について職員へ周知 ○併せて、同月、職員相談室、意見箱の使用促進について全職員へメールし、風通しの良い環境つくりを目的としている事、職員相談室の利用方法、意見箱の設置場所などを周知	R6.10月 R6.11月
○利用者意見箱の運用の見直し	○これまで意見書の記載は意見を言いやすい環境を作るため、匿名としていたが、保護者説明会での意見を受け、記名、匿名が選択できるよう様式を変更	R7.1月
○被害児が利用する全病院･施設や、センター職員に対する事故の詳細の周知	○周知内容について調整中	－
○民間施設での研修及び第三者評価の実施	○民間施設の研修については、第三者評価の指導や助言を踏まえ、その内容に沿った施設を今後検討し、次年度実施予定 ○民間の方を講師に招き、サービス向上（接遇）研修を1月31日に実施 ○第3者評価機関の受審については、8月に長崎市にある「福祉総合評価機構」と委託契約を締結し、10月に管理者及び職員の自己評価と利用者アンケート、12月に訪問調査を受け、3月に公表	R7.1月、3月

注）虐待事案に係る取組は除く